

横浜線を横断する経路の確保について

・新横浜一丁目と二丁目は横浜線によって南北に分断されており、この南北の横断をよりスムーズに行うため、道路管理者が鉄道事業者の協力のもと、検討を進めることが望まれます。

新横浜駅の南北を横断する動線の確保について

・横浜線の北口と篠原口間の南北の横断については既存の地下道がありますが、構造上の条件からエレベーターを設置することが極めて困難です。ただし、新横浜駅北側と南側の連絡のバリアフリー化を望む意見が多いことから、北口と篠原口間の連絡強化については新横浜駅南部地区のまちづくりに合わせて検討に取り組む必要があります。

工事中の歩行者に対するバリアフリー対策について

・横浜市では、工事中の歩行者へのバリアフリー対策を進めることが大切であると考え、「工事中の歩行者に対するバリアフリー対策ガイドライン」を作成し、平成17年7月1日から実施しています。新横浜駅は、現在工事中であることから、このガイドラインの趣旨を踏まえ、工事中のバリアフリー対策の充実を図ります。



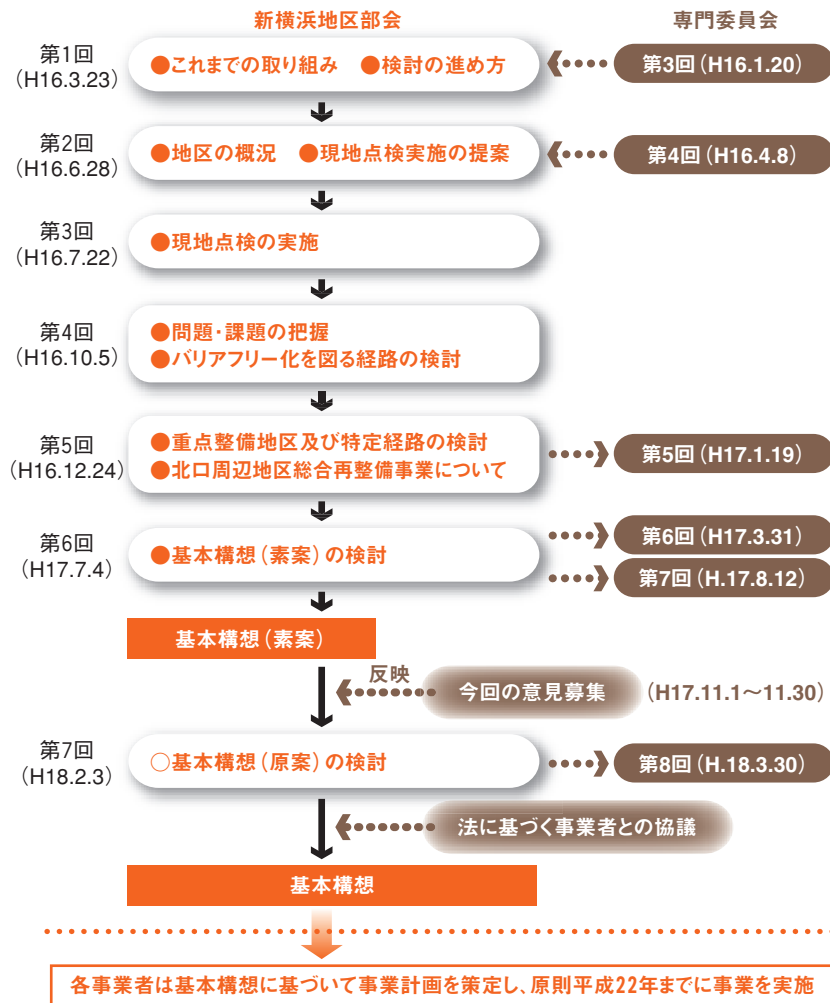
市民参加による現地点検の実施



点検結果の発表

これまでの経過と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市交通バリアフリー専門委員会と新横浜地区部会を設置し、検討を進めました。



基本構想策定後の事業推進にあたって

- ・円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- ・特定事業の進捗管理や事業評価の方法について検討していきます。
- ・事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- ・新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

お問い合わせ 横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話：045-671-4086 FAX：045-651-6527
ホームページ： <http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/>
E-Mail： do-barrierfree@city.yokohama.jp



横浜市 新横浜駅周辺地区 交通バリアフリー 基本構想 概要版

新横浜駅周辺地区における重点整備地区の区域

新横浜駅の徒歩圏と考えられる駅を中心とした概ね500mから1km圏をみると、駅の北西側には、日産スタジアムと福祉・医療施設（横浜市総合リハビリテーションセンター、障害者スポーツ文化センター、横浜市総合保健医療センター、横浜労災病院）が集積している地区があり、また、駅の北東側には、横浜アリーナ、横浜港北地方合同庁舎、しんよこはま地域活動ホームが立地しています。新横浜駅周辺地区における重点整備地区の区域は、これらの主要な施設を含む範囲とします。

なお、新横浜駅南部地区については、横浜市が進めてきた土地区画整理事業の事業計画を、平成15年3月をもって廃止しました。今後は、地元の方々と行政が協働でまちづくりを進めていくこととし、現在、地元の方々と共に新たなまちづくりについて、話し合いを行っているところです。これらの状況を踏まえ、今回の重点整備地区の設定区域には当該地域を含めないこととし、今後の検討課題としました。

新横浜駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路

重点整備地区内のバリアフリー化を優先的に推進する経路については、

- ①「港北区まちづくり方針」（都市計画マスタープラン・港北区プラン）における新横浜駅周辺の歩行空間ネットワークの環境整備についての考え方
- ②駅と主要な施設とを少なくとも1以上の経路で結ぶように設定
- ③新横浜駅周辺地区の特性を踏まえ、次のような点も併せて考慮する
 - ・日産スタジアム及び横浜アリーナなど、限られた時間内に多数の人が集まる施設については、複数の経路を設定します。
 - ・駅周辺に多数ある保育園等への経路についても確保します。
 - ・医療施設として、病床数20床以上の病院に加え、人工透析を行っている診療所への経路についても確保します。
 - ・北口と南口を結ぶ経路については、周辺のまちづくりの状況を勘案しながら検討します。

などを考慮しつつ、平成22年までのバリアフリー化を目標に、特に経路としての重要性、及び整備の実現性（技術的な課題への対応の可能性や全体の事業量との関係等）を踏まえ、「特定経路」を設定しました。さらに、特定経路を補完・代替する経路については、本市独自の取り組み

横浜市では、これまで、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを実現するため、平成9年3月に制定した「福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働して、地域福祉活動の一層の促進やソフトとハードの環境整備の推進を目指して、さまざまな取組を進めてきました。

さらに、平成12年11月から「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が施行されました。これを受け、本市においても「新横浜都心」に位置づけられ、新幹線などによる広域交通ターミナルの機能をもち、駅周辺には商業・業務施設が集積するとともに、文化・交流施設、医療・福祉施設が立地している新横浜駅周辺地区を重点整備地区に選定し、「交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

なお、新横浜駅北口では、平成20年度の完成を目指し、首都圏南西部にふさわしい交通拠点の形成に向けた「新横浜駅・北口周辺地区再整備事業」を横浜市とJR東海が連携して進めています。

みとして「準特定経路」を設定しました。

●特定経路

- ・原則として、平成22年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
- ・現段階において、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備がされており、高齢者・障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

●準特定経路

- ・今までの検討等で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路

参考

交通バリアフリー法とは…

平成12年11月に施行された交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

①旅客施設及び車両のバリアフリー化の推進

公共交通事業者は、鉄道駅等の旅客施設の新設・大規模改良、車両等の新規導入の際には、バリアフリー化が義務づけられています。また、既存の旅客施設、車両のバリアフリー化については努力義務となっています。

②重点整備地区のバリアフリー化の推進

市町村は、一定規模の鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区を重点整備地区として設定し、その地区を対象に、旅客施設や道路等のバリアフリー化を推進するための「交通バリアフリー基本構想」を策定することができます。

交通バリアフリー基本構想とは…

交通バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路、実施すべき事業の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、平成22年を目標に、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。

事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、地区のバリアフリー化を進めていくために、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示すものです。今後、整備を進める際には、以下の事項を踏まえて、全ての人にとって利用しやすい施設の整備を実現していくことを目標とします。

1. 鉄道駅のバリアフリー化

- 駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、移動円滑化された経路を1ルート以上確保します。
- 階段は、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまづきにくい構造とするなど、安全な階段を整備します。
- 誰にでもわかりやすく、見やすい、連続性、統一性に配慮した案内サインを整備します。
- 運行情報の案内など文字、音声等により情報提供をします。

- 連続性等を考慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- 主要な経路や施設・設備の位置及び内容を知らせる音響又は音声といった音案内の設置に努めます。
- エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとします。
- 警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努め、プラットフォームにおける安全対策を図ります。
- 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努めます。

2. 道路等のバリアフリー化（特定経路の整備）

- 車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保します。
- 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造とします。
- 案内標示は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう連続性、統一性に配慮し整備します。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設します。
- 特定経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等を整備します。

一性に配慮し整備します。

- 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設します。
- 特定経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等を整備します。

3. 交通安全施設等のバリアフリー化

- バリアフリー化に対応した信号機を整備します。
- 広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮します。
- 高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮します。
- 音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するために的確に判断できる音量の調整について検討を行います。
- 歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討します。

- インターネット等を活用したノンステップバスの運行情報の提供に努めます。

今後検討が必要な事項

新横浜駅周辺地区における移動の円滑化を一層推進していくため、図に示した主な事業の実施に合わせ、以下に示す事項について、今後、検討する必要があります。

北口再整備事業での環状2号線の横断への配慮について

環状2号線の横断については、現在は平面横断ですが、立体横断施設の設置によって既存の横断歩道が廃止されると、夜間など立体横断施設のエレベーターが運行を停止した場合、車いす利用者など階段の昇降が困難な人にとっては、当該交差点において横断する手段が無くなります。今後事業を進める中で、関係事業者が平面横断の確保について継続して協議を進める必要があります。

北口再整備事業における南北デッキの高低差について

南北デッキはバスの高さ等を考慮しているため、駅舎及び交通広場の床面より2.9m高くなります。エレベーターとエスカレーターによってその高低差の解消を図るものの、そこが歩行者の主動線であり、さらに横浜市総合リハビリテーションセンターや障害者スポーツ文化センターへ向かう送迎バスの利用者もこのエレベーターを利用することを考えると、エレベーターの容量等の仕様について十分に配慮する必要があります。

バリアフリー化を図る経路と主な事業の内容

